

の方(99歳以上)

▼支給額①7千円 ②1万円

③1万5千円

▼支給方法①地区民生委員が、9月中に対象となる方を訪問し支給します。

▼申請 伊奈庁舎介護福祉課

☎58・2111 (内線1171)

出前講座のご活用を!

健康増進課では、健康づくりの一環として、保健師や栄養士が健康に関するお話や実技を行う「出前講座」を実施しています。ぜひご利用ください。

▼講座対象①市内のサークルや自治会などの団体

▼会場①市内の公民館やコミュニティセンターなど

▼申し込み方法①希望する日程の2カ月前までにお申し込みください。

※日時については、ご希望に添えない場合があります。

▼申請 健康増進課 ☎25・2100

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の方へ特別慰労品を贈呈

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、いまだ請求されていない恩給欠格者、戦後強制抑留者および引揚者のご本人に対して、特別慰労品を贈呈してい

ます(ご遺族の方は対象になりません)。

なお、引揚者の方については、終戦日まで引き続き1年以上外地で生活し、戦後引き揚げてきた家族全員が対象となります。

▼請求方法①関係書類を平和祈念事業特別基金へ直接送付してください。(様式は、社会福祉課にあります)

▼請求期限①平成21年3月31日(火)

▼申請 独立行政法人平和祈念事業特別基金

☎0120・234・933

10月からNHK受信料の免除基準が変わります

10月1日から、障がいのある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準が変わります。

該当する方は、免除申請の手続きを行ってください。(すでに免除されている方は、手続きの必要はありません)

なお、免除は申請月から適用されますが、9月30日までに手続きを済ませた場合は、10月分から免除されます。詳しくは、お問い合わせください。

▼申請場所①社会福祉課

▼必要書類①障がい者手帳、印鑑

▼申請 伊奈庁舎社会福祉課

☎58・2111

(内線1153・1154)

【NHK受信料変更後の免除基準】

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
全額免除 (障がいのある方が世帯にいる場合)	同一世帯全員が住民税非課税		
半額免除 (障がいのある方が世帯主)	・視覚または聴覚に障がいがある方 ・重度(1級・2級)の障がいがある方	・重度(A・A)の障がいがある方	・重度(1級)の障がいがある方

児童扶養手当・特別児童扶養手当の年度更新をお忘れなく!

児童福祉課から、それぞれの手当受給資格者(支給停止の方も含みます)の方に年度更新の通知をお送りしています。内容

をご覧のうえ、次の期間中に必ず更新手続きをしてください。手続きを忘れると、手当の受給ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

▼児童扶養手当

8月中に「現況届」の提出が必要ですが、この届出により、8月分以降1年間の手当受給の可否が決定されます。

▼特別児童扶養手当

8月11日から9月10日までの間に「所得状況届」の提出が必要ですが、この届出により、8月分以降1年間の手当受給の可否が決定されます。

※7月中旬に、各手当を新規で認定請求をした方は手続きの必要はありません。

▼申請 伊奈庁舎児童福祉課

☎58・2111 (内線1163)

特設人権相談所 無料相談

家庭内の問題、いじめ、セクハラ、相続など、心配ごとや困っていることがありますら、お気軽にご相談ください。プライバシーは厳守されます。

▼日時①9月2日(火)

午前10時～午後3時

▼会場①きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館、谷和原保

福祉センター

▼料金①無料

▼予約①不要

▼相談員①人権擁護委員

▼申請 伊奈庁舎社会福祉課

☎58・2111

(内線1153・1154)

「子どもの人権110番」強化週間

いじめや児童虐待など、子どもをめぐるさまざまな人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施し、悩みを持ったお子さんや保護者の方からの相談に応じます。

▼期間①9月8日(月)～14日(日)

▼時間①午前8時30分～午後7時

(土・日は午前10時～午後5時)

▼専用電話番号(全国共通)

0120・007・110

▼実施機関①水戸地方事務局・茨城県人権擁護委員連合会

▼相談員①法務局職員・人権擁護委員(子どもの人権専門)

▼申請 水戸地方事務局人権擁護課

☎029・227・9919

電話加入権を公売します

差し押さえをしている電話加入権を公売します。新たに電話